



熊本県公報

号外 第18号
令和3年(2021年)
3月31日(水)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則		
○熊本県職員の仕事の設置に関する規則の一部を改正する規則	(人事課)	1
訓 令		
○熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令	(人事課)	1
○熊本県企業復興支援室設置規程	(〃)	11
○熊本県衛生環境室設置規程	(〃)	11
○熊本県精神保健福祉センター処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	12
○熊本県農業研究センター処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	13
○熊本県病害虫防除所処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	13
○熊本県広域本部処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	13
○熊本県広報公聴の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令	(〃)	15
○熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令	(〃)	15
○熊本県兼職命令規程の一部を改正する訓令	(〃)	15
○熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令	(〃)	16
○熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	(〃)	16
○熊本県災害警戒本部規程の一部を改正する訓令	(〃)	17
○熊本県水産研究センター処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	17

規 則

熊本県職員の仕事の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第18号

熊本県職員の仕事の設置に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の仕事の設置に関する規則（昭和31年熊本県規則第59号）の一部を次のように改正する。
別表第1本庁の欄中「商工専門員」を削り、同表地方出先機関の欄中「水産専門員」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

訓 令

熊本県訓令第2号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和3年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令
熊本県庁処務規程（昭和36年熊本県訓令甲第29号）の一部を次のように改正する。
第3条第2項中「及び新型コロナウイルス感染症対策室」及び「、新型コロナウイルス感染症対策室」を削る。
第4条第15項中「、政策調整監及び室長」を「及び政策調整監」に改め、同条中第26項を削り、第27項を第26項とし、第28項を第27項とする。
第5条第13項中「、新型コロナウイルス感染症対策室にあっては知事公室に置く室長」を削り、同条中第17項を削り、第18項を第17項とし、第19項から第26項までを1項ずつ繰り上げ、第27項を削り、第28項を第26項とし、第29項を第27項とする。

別表第1企画振興部の項中

「地域・文化振興局	地域振興課
	文化企画・世界遺産推進課
	川辺川ダム総合対策課

を

「地域・

文化振興局	地域振興課
	文化企画・世界遺産推進課

に改める。

別表第3の1の表中

1	知事の特命に関する こと。				
2	庁議に關 すること。				
3	新型コロ ナウイルス 感染症対策 の総合調整 に関するこ と。				

1	知事の特命に関する こと。				
2	庁議に關 すること。				

を

に改め、同表危機管理防災課の部第1項中「(新型コロナウイルス

感染症対策室の分掌事務に係るものを除く。)」を削り、同表(注)を削る。

別表第3の3の表地域・文化振興局の部地域振興課の款中第10項を削り、第11項を第10項とし、第12項を第11項とし、同部川辺川ダム総合対策課の款を削り、同表球磨川流域復興局の部に次の1項を加える。

2	五木村の 振興推進に 係る総合調 整に関する こと。				
---	--	--	--	--	--

別表第3の4の表健康危機管理課の部第1項中「(新型コロナウイルス感染症対策室の分掌事務に係るものを除く。)」を削り、同部第2項部(公室)長専決事項の欄中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項同欄第1号中「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)」を「同法」に改め、同号を同項同欄第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第16条の2第1項の規定により医師等に協力を求め、同条第2項の規定により勧告し、同条第3項の規定により公表すること。

別表第3の4の表健康危機管理課の部第2項部(公室)長専決事項の欄に次の1号を加える。

6 同法第50条の2第1項及び第2項の規定により健康状態について報告を求め、又は外出しないことその他の感染症の感染の防止に必要な協力を求めること。

別表第3の4の表健康危機管理課の部第6項を次のように改める。

<p>6 衛生環境 室に関する こと。</p>						
<p>(1) 食 品衛生 に関す ること 。</p>			<p>1 食品衛 生法（昭 和22年 法律第2 33号） 第25条 の規定に より製品 検査をす ること。 2 同法第 58条の 規定によ り食中毒 患者等の 報告をす ること。</p>	<p>1 食品衛 生監視員 等関係法 令に定め る身分を 証する証 票を発行 すること 。</p>		
<p>(2) 食 品表示 法（平 成25年 法律第 70号） の施行に 関すること （食品表 示法第 十五条 の規定に よる権 限の委任 等に関す る政令 （平成 27年 政令第 68号） 第7条 の規定に より知事 に委任さ れた事務 のうち、 県民の健 康の保護</p>						

<p>図るために必要な食品に関する表示の事項に関するものに限る。)</p>							
<p>(3) ふぐ取締りに関すること。</p>			<p>1 熊本県ふぐ取扱条例（昭和33年熊本県条例第27号）第8条の規定によりふぐ処理師試験を実施すること。 2 同条例第13条の規定によりふぐ処理師の免許又は登録を取り消すこと。</p>	<p>1 同条例第5条の規定によりふぐ処理師の免許を与えること。 2 同条例第7条の規定により免許証の書換えをすること。 3 同条例第9条の規定によりふぐ処理所を登録し、又は第10条の規定により登録証を交付すること。</p>			
<p>(4) 製菓衛生師に関すること。</p>			<p>1 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条の規定により製菓衛生師試験を実施すること。 2 同法第7条の規定により製菓衛生師を登録すること。</p>	<p>1 同法第3条の規定により製菓衛生師の免許を与えること。 2 製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号）第3条の規定による名簿の訂正又は同令第5条の規定</p>			

			<p>3 同法第8条の規定により免許を取り消すこと。</p>	<p>による免許証の書換交付をすること。 3 同令第4条の規定により製菓衛生師の登録を取り消すこと。 4 同令第6条の規定により免許証を再交付すること。</p>		
(5) と畜場及び化製場等に関すること。		<p>1 と畜場法（昭和28年法律第114号）第4条の規定によりと畜場の設置を許可すること。</p> <p>2 同法第18条の規定によりと畜場の設置の許可を取り消すこと。</p> <p>3 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第3条の規定による死亡獣畜取扱場の設置を許可すること。</p> <p>4 同法第7条の規定により死亡獣畜取扱場の</p>				

		設置の許 可を取り 消すこと 。				
(6) 食 鳥処理 の事業 の規制 及び食 鳥検査 に關す ること 。		1 食鳥処 理の事業 の規制及 び食鳥検 査に關す る法律（ 平成2年 法律第7 0号）第 3条の規 定により 食鳥処理 の事業（ 同法第1 6条に規 定する認 定小規模 食鳥処理 事業を除 く。）の 許可をす ること。 2 同法第 8条の規 定により 許可を取 り消し、 又は期間 を定めて 事業（同 法第16 条に規定 する認定 小規模食 鳥処理事 業を除く 。）の全 部若しく は一部の 停止を命 ずること 。 3 同法第 9条の規 定により 施設（同 法第16 条に規定 する認定 小規模食 鳥処理事	1 同法第 3条の規 定により 食鳥処理 の事業（ 同法第1 6条に規 定する認 定小規模 食鳥処理 事業に限 る。）の 許可をす ること。 2 同法第 6条第1 項の規定 により食 鳥処理場 の構造又 は設備の 変更の許 可をす ること。 3 同法第 8条の規 定により 許可を取 り消し、 又は期間 を定めて 事業（同 法第16 条に規定 する認定 小規模食 鳥処理事 業に限る 。）の全 部若しく は一部の 停止を命 ずること 。 4 同法第 9条の規 定により 施設（同 法第16 条に規定 する認定	1 同法第 6条第3 項の規定 による同 法第4条 第1号か ら第3号 までに掲 げる事項 の変更届 を受理す ること。 2 同法第 7条第 2項の規 定による 承継の届 出を受理 すること 。 3 同法第 12条第 6項の規 定による 食鳥処理 衛生管理 者の設置 の届出又 は変更の 届出を受 理すること 。 4 同法第 14条の 規定によ る休廃止 等の届出 を受理す ること。 5 同法第 16条第 1項及び 第2項の 規定によ り確認規 定又はそ の変更の 認定をす ること。 6 同法第 16条第		

<p>業に係る施設を除く。)の整備改善を命じ、若しくは改善を行なう間、施設の全部若しくは一部の使用を禁止し、又は許可を取り消し、若しくは期間を定めて当該食鳥処理の事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。</p> <p>4 同法第21条第1項の規定による指定検査機関に食鳥検査を委任すること。</p>	<p>小規模食鳥処理業に係る施設に限る。)の整備改善を命じ、若しくは改善を行なう間、施設の全部若しくは一部の使用を禁止し、又は許可を取り消し、若しくは期間を定めて当該食鳥処理の事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。</p> <p>5 同法第13条の規定により食鳥処理業者に対し、食鳥処理衛生管理者の解任を命ずること。</p> <p>6 同法第16条第6項の規定により認定小規模食鳥処理業者に対し、食鳥処理衛生管理者の解任を命ずること。</p> <p>7 同法第39条の規定により食鳥</p>	<p>7項の規定により確認の報告を受理すること。</p> <p>7 同法第16条第8項の規定により確認の廃止の届出を受理し、その効力を失う日と。</p>			
--	---	--	--	--	--

			査等を実施する職員 の指定を行うこと。			
(7) 狂 犬病の 予防に 関する こと。		<p>1 狂犬病 予防法（ 昭和25 年法律第 247号） 第10条の 規定により 狂犬病発生 時必要と 認めた場 合のけい留 命令をす ること。</p> <p>2 同法第 13条の 規定による 臨時の予 防注射の 実施に関 すること。</p> <p>3 同法第 15条の 規定により 狂犬病発 生時にお ける移動 を制限す ること。</p> <p>4 同法第 18条の 2の規定 によりけ い留され ていない 犬を葉殺 すること。</p> <p>5 犬抑留 所又は犬 焼却場を 設置す ること。</p>	<p>1 同法第 18条の 規定によ りけい留 されてい ない犬を 抑留す ること。</p> <p>2 犬捕獲 人の指定 に関する こと。</p>			
(8) 動 物の愛 護及び 管理に			1 動物の 愛護及び 管理に関 する法律	1 同法第 18条の 規定によ る犬及び		

災した 中小企 業等グ ループ 若しく はその 構成員 又は令 和2年 7月豪 雨によ り被災 した中 小企業 者が実 施する 施設又 は設備 の復旧 整備等 に係る 事業の 調整及 び推進 に関す ること 。							
---	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の6の表商工雇用創生局の部労働雇用創生課の款中第15項を第16項とし、第5項から第14項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 労働者協同組合に関すること。							
------------------	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の7の表観光交流政策課の部中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 熊本地震震災ミュージアムに関すること。							
-----------------------	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の7の表観光企画課の部第13項を削る。
 別表第3の8の表生産経営局の部農業技術課の款第3項部（公室）長専決事項の欄第1号を削り、同項部内局長専決事項の欄第3号中「肥料取締法（昭和25年法律第227号）違反者」を「肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）の規定に違反した者」に改め、同項課長専決事項の欄中第3号を削り、第4号を第3号とし、同表水産局の部水産振興課の款第5項部内局長専決事項の欄第1号中「資源管理計画」を「資源管理方針」に改め、同項同欄第2号を削り、同項課長専決事項の欄第1号を削り、同款第9項部内局長専決事項の欄第6号中「第67条」を「第120条」に改め、同項同欄に次の1号を加える。

10 採捕の停止命令に関すること。
 別表第3の8の表水産局の部水産振興課の款第9項課長専決事項の欄に次の2号を加える。

- 11 沿岸漁場管理規程に関すること。
 - 12 同法に基づく採捕報告に関すること。
- 別表第3の9の表道路都市局の部都市計画課の款第1項部内局長専決事項の欄第2号中「及び同意」を削り、同表建築住宅局の部建築課の款第1項課長専決事項の欄第7号中「第74条第4項」を「第74条第5項」に改め、同款第12項課長専決事項の欄中第5号を削り、第6号を第5号とし、同款第15項部内局長専決事項の欄第3号中「第33条」を「第38条」に改め、同項課長専決事項の欄第1号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第32条」を「同法第37条」に改め、同項同欄第2号中「第38条」を「第43条」に改め、同款第17項課長専決事項の欄第4号中「

の設立」を「の解散」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第3の4の表健康局の部業務衛生課の款第1項課長専決事項の欄の改正規定（同項同欄第7号の改正規定を除く。）は、令和3年8月1日から施行する。

熊本県訓令第3号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県企業復興支援室設置規程を次のように定める。
令和3年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県企業復興支援室設置規程
（設置）

第1条 平成28年熊本地震により被災した中小企業等グループ若しくはその構成員又は令和2年7月豪雨により被災した中小企業者が実施する施設又は設備の復旧整備等を推進するため、商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に企業復興支援室（以下「室」という。）を置く。

（分掌事務）

第2条 室の分掌事務は、前条に規定する施設又は設備の復旧整備等に係る事業の調整及び推進に関することとする。

（職員）

第3条 室に、室長及び必要な職員を置く。

2 室に、課長補佐を置くことができる。

3 室に、主幹及び参事を置くことができる。

（職務）

第4条 室長は、商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課長の命を受け、室に係る事務を統轄し、所属の職員を指揮監督する。

2 課長補佐は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

3 主幹及び参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

（専決及び代決）

第5条 室に係る事務の専決事項については、熊本県庁処務規程（昭和36年熊本県訓令甲第29号）第8条本文の例による。この場合において、課長専決事項は、商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課長が専決する。

2 前項の課長専決事項について、商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課長が不在のときは、室長が代決することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、課長専決事項のうち、あらかじめ商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課長が指定した事項については、室長が専決することができる。

（庶務）

第6条 室の庶務は、商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課において行う。

（雑則）

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

熊本県訓令第4号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県衛生環境室設置規程を次のように定める。
令和3年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県衛生環境室設置規程
（設置）

第1条 食品衛生、食肉衛生及び動物愛護を推進するため、健康福祉部健康危機管理課に衛生環境室（以下「室」という。）を置く。

（分掌事務）

第2条 室の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 食品衛生に関すること。

(2) 食品表示法（平成25年法律第70号）の施行に関すること（食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（平成27年政令第68号）第7条の規定により知事に委任された事務のうち、県民の健康の保護を図るために必要な食品に関する表示の事項に関するものに限る。）。

(3) ふぐ取締りに関すること。

(4) 製菓衛生師に関すること。

(5) と畜場及び化製場等に関すること。

- (6) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関すること。
- (7) 狂犬病の予防に関すること。
- (8) 動物の愛護及び管理に関すること。
- (9) 食肉衛生検査所に関すること。

(職員)

- 第3条 室に、室長及び必要な職員を置く。
- 2 室に、課長補佐を置くことができる。
- 3 室に、主幹及び参事を置くことができる。

(職務)

- 第4条 室長は、健康福祉部健康危機管理課長の命を受け、室に係る事務を統轄し、所属の職員を指揮監督する。
- 2 課長補佐は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
- 3 主幹及び参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(専決及び代決)

- 第5条 室に係る事務の専決事項については、熊本県庁処務規程（昭和36年熊本県訓令第29号）第8条本文の例による。この場合において、課長専決事項は、健康福祉部健康危機管理課長が専決する。
- 2 前項の課長専決事項について、健康福祉部健康危機管理課長が不在のときは、室長が代決することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、課長専決事項のうち、あらかじめ健康福祉部健康危機管理課長が指定した事項については、室長が専決することができる。

(庶務)

- 第6条 室の庶務は、健康福祉部健康危機管理課において行う。

(雑則)

- 第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

熊本県訓令第5号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県精神保健福祉センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和3年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県精神保健福祉センター処務規程の一部を改正する訓令
熊本県精神保健福祉センター処務規程（昭和47年熊本県訓令第86号）の一部を次のように改正する。

- 第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。
- 第6条に次の1項を加える。
- 2 前項の場合において、次長が不在であるときは、総務課長がその事務を代決することができる。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

- 第4条中「センター」を「総務課」に改め、同条中第6号から第11号までを削り、第12号を第6号とし、同条第13号中「精神保健福祉手帳」を「精神障害者保健福祉手帳」に改め、同号を同条第7号とし、同条第14号を削り、同条第15号中「障害者総合支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）」に改め、同号を同条第8号とし、同条に次の1項を加える。

(9) その他他課に属しないこと。

第4条に次の1項を加える。

- 2 相談課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 技術指導及び技術援助に関すること。
- (2) 教育研修に関すること。
- (3) 広報普及に関すること。
- (4) 調査研究に関すること。
- (5) 精神保健及び精神障害者の福祉の相談に関すること。
- (6) 協力組織の育成に関すること。
- (7) 障害者総合支援法第22条第1項の規定により市町村が行う支給要否決定に係る相談に関すること。

第4条を第5条とする。

第3条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 課長は、上司の命を受け、課務を処理する。

第3条を第4条とする。

第2条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 各課に、課長を置く。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(組織)

第2条 センターに、次の課を置く。

- (1) 総務課
- (2) 相談課

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

熊本県訓令第6号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県農業研究センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和3年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県農業研究センター処務規程の一部を改正する訓令
熊本県農業研究センター処務規程（平成元年熊本県訓令第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項を削り、同条第6項中「、第二管理係及び第三管理係」を「及び第二管理係」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第7項を第6項とし、第8項を第7項とし、第9項を第8項とする。

別表第1生産環境研究所の項中「施設経営研究室」を「病虫害研究室」に改め、同表

果樹研究所の項中「病虫害化学研究室」を「病虫害化学研究室」に改める。

別表第2農産園芸研究所の部球磨農業研究所の項を削り、同表畜産研究所の項の次に次のように加える。

アグリシステム総合研究所 球磨農業研究所 球磨郡あさぎり町

別表第3農産園芸研究所の部球磨農業研究所の項を削り、同表生産環境研究所の部土壌環境研究室の項分掌事務の欄第5号中「農地基盤」の次に「及び農業用施設」を加え、同部施設経営研究室の項を削り、同部病虫害研究室の項分掌事務の欄第2号を削り、同項の次に次のように加える。

予察指導室	1	植物防疫法（昭和25年法律第151号）第32条第4項の事務に関すること。	
-------	---	--------------------------------------	--

別表第3アグリシステム総合研究所の部生産情報システム研究室の項分掌事務の欄に次の2号を加える。

- 2 農業経営の改善に係る調査研究に関すること。
- 3 農業機械及び農業施設の試験研究に関すること。

別表第3アグリシステム総合研究所の部に次のように加える。

球磨農業研究所	1	球磨地域における振興作物の実証的試験研究に関すること。	
---------	---	-----------------------------	--

別表第3果樹研究所の部病虫害化学研究室の項の次に次のように加える。

ほ場管理室	1	試験研究に係るほ場の管理に関すること。	
-------	---	---------------------	--

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

熊本県訓令第7号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県病虫害防除所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和3年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県病虫害防除所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県病虫害防除所処務規程（昭和47年熊本県訓令第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「生産環境研究所病虫害研究室長」を「生産環境研究所長」に改める。

第3条第2項中「病虫害研究室予察指導係長」を「予察指導室長」に改める。

第4条中「病虫害研究室予察指導係」を「予察指導室」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

熊本県訓令第8号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県広域本部処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和3年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県広域本部処務規程の一部を改正する訓令
 熊本県広域本部処務規程（平成25年熊本県訓令第27号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第30号中「及び次項第1号」を削り、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

第69条第2項第2号中「第1号及び第3号」を「第2号」に改め、同項第6号中「第102条第1項各号及び第2項」を「第102条第1項に規定する事項及び同条第2項」に改める。

第102条第1項中「は、次に」を「は、第24条第1項各号（第12号を除く。）に」に改め、同項各号を削る。

第106条第2項中「第102条第1項各号に掲げる」を「第102条第1項に規定する」に改める。

第118条第1項第2号を次のように改める。

(2) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下この号において「法」という。）の施行に関する事項のうち、次に掲げる事項

ア 法第11条第1項ただし書及び火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第15条の規定による火薬類の貯蔵に係る指示に関すること。

イ 法第17条の規定による火薬類の譲渡し又は譲受けの許可に関すること。

ウ 法第25条の規定による火薬類消費許可に関すること。

第154条第1項中「次に」を「第24条第1項各号に」に改め、同項各号を削る。

第158条第2項中「第154条第1項各号に掲げる」を「第154条第1項に規定する」に改める。

第164条第1項第2号中「第102条第1項第2号」を「第118条第1項第2号」に改める。

別表第1 県央広域本部の項中「工務管理課
災害復興課」を「工務管理課」に改める。

別表第2 県南広域本部芦北地域振興局の項及び県南広域本部球磨地域振興局の項中「工務課」を「工務第一課
工務第二課」に改める。

別表第3 税務部の部総務課の項分掌事務の欄中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同表土木部の部災害復興課の項を削る。

別表第11 総務課の項分掌事務の欄中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とする。

別表第15 総務振興課の項分掌事務の欄中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号から第24号までを1号ずつ繰り上げ、同表土木部の部維持管理調整課の項分掌事務の欄第19号中「維持補修」の次に「（令和2年7月豪雨による災害に起因する河川及び砂防に係る災害復旧事業に係る建設工事を除く。）」を加え、同部工務課の項課の欄中「工務課」を「工務第一課」に改め、同項分掌事務の欄第1号中「以下この表」を「次号、第4号及び第5号」に改め、同部に次のように加える。

工務第二課	1 建設工事（令和2年7月豪雨による災害に起因する河川及び砂防に係る災害復旧事業に係る建設工事に限る。次号、第4号及び第5号において同じ。）の計画調整、調査、設計及び監督に関すること。
	2 建設工事の総合評価方式による入札に関すること（落札者決定基準に係るものに限る。）。
	3 国費又は県費による補助工事の調査及び監督に関すること。
	4 建設工事及び国費又は県費による補助工事の検査に関すること。
	5 建設工事の受託施行に関すること。

別表第16 土木部の部維持管理調整課の項分掌事務の欄第16号中「維持補修」の次に「（令和2年7月豪雨による災害に起因する災害復旧事業に係る建設工事を除く。）」を加え、同部工務課の項課の欄中「工務課」を「工務第一課」に改め、同項分掌事務の欄第1号中「以下この表」を「次号、第4号及び第5号」に改め、同部に次のように加える。

工務第二課	1 建設工事（令和2年7月豪雨による災害に起因する災害復旧事業に係る建設工事に限る。次号、第4号及び第5号において同じ。）の計画調整、調査、設計及び監督に関すること。
	2 建設工事の総合評価方式による入札に関すること（落札者決定基準に係るものに限る。）。
	3 国費又は県費による補助工事の調査及び監督に関すること。
	4 建設工事及び国費又は県費による補助工事の検査に関すること。
	5 建設工事の受託施行に関すること。

附 則
この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

熊本県訓令第9号
熊本県公営企業管理規程第3号
熊本県病院局管理規程第13号
熊本県教育委員会訓令第4号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関
企 業 業 局
病 院 院 局
教 育 育 庁

熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和3年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫
熊本県病院事業管理者 吉田勝也
熊本県教育長 古閑陽一

熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令
熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程（平成22年熊本県訓令第31号、平成22年熊本県公営企業管理規程第6号、平成22年熊本県病院局管理規程第2号、平成22年熊本県教育委員会訓令第9号）の一部を次のように改正する。
第10条中「新型コロナウイルス感染症対策室」については知事公室に置く室長、」を削り、「企画振興部に」を「、企画振興部に」に改める。

附 則
この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

熊本県訓令第10号
熊本県公営企業管理規程第5号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関
企 業 業 局

熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和3年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令
熊本県行政文書管理規程（平成24年熊本県訓令第9号、平成24年熊本県公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。
第5条第2項中「、新型コロナウイルス感染症対策室」については知事公室に置く室長」を削る。

第16条第1項中「、新型コロナウイルス感染症対策室長名」を削る。
第18条第1項中「の受領印を徴したうえで直接配布しなければ」を「に直接配布し、文書取扱主任等にその受領を確認させなければ」に改め、同条第6項中「受領印を徴したうえで主管係長又は主務者に交付しなければ」を「主管係長又は主務者に交付し、その受領を確認させなければ」に改める。
別表第1の1の項中「新型コロナウイルス感染症対策室 新コ対」及び「川辺川ダム総合対策課 川辺総」を削る。

別表第1の2の項中「災害復興課 央土災」を削り、「工務課 芦北工」を「工務第一課 芦北工一」に、「工務課 球磨工」を「工務第一課 球磨工一」に改め、「球磨農業研究所 農研園球」を削り、「アグリシステム総合研究所 農研ア」を「アグリシステム総合研究所 農研ア球」に改める。

別記第4号様式及び別記第5号様式中「受領印」を「受領者」に改める。
別記第18号様式中「県政情報文書課長承認印」を「県政情報文書課長承認」に、「貸出者印」を「貸出者」に、「受領者印」を「受領者」に改める。

附 則
この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

熊本県訓令第11号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県兼職命令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和3年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県兼職命令規程の一部を改正する訓令
 熊本県兼職命令規程（平成21年熊本県訓令第45号）の一部を次のように改正する。
 第1条の表企画振興部企画課の部企画振興部地域・文化振興局川辺川ダム総合対策課の
 項を削り、同表健康福祉部健康福祉政策課の部知事公室新型コロナウイルス感染症対策室
 の項を削る。

附 則
 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

熊本県訓令第12号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
 各 地 方 出 先 機 関

熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 令和3年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令
 熊本県職員服務規程（昭和31年熊本県訓令第1984号の2）の一部を次のように改
 正する。

第2条第2号の表その他の職員の部本庁の職員（知事公室付、新型コロナウイルス感染
 症対策室及び球磨川流域復興局付の職員を除く。）の項中「、新型コロナウイルス感染症
 対策室」を削り、同部本庁の職員（新型コロナウイルス感染症対策室の職員に限る。）の
 項を削る。

別記第1号様式から別記第4号様式までの規定、別記第4号の2様式の（注1）以外の
 部分、別記第4号の3様式の（備考）以外の部分、別記第4号の3の2様式及び別記第4
 号の4様式中「印」を削る。

別記第5号様式中「※本人印」を「本人の確認」に、「所属長印」を「所属長の確認」
 に改め、同様式（表面）の（備考）第1号及び同様式（裏面）の（備考）第1号中「記入
 し、又は押印する」を「記入する」に改める。

別記第5号の2様式中「※本人印」を「本人の確認」に改め、同様式（備考）第1号中
 「記入し、又は押印する」を「記入する」に改める。

別記第5号の2の2様式の（注）以外の部分、別記第5号の2の3様式の（注）以外の部分
 及び別記第5号の2の4様式の（注）以外の部分中「印」を削る。

別記第5号の3様式（表面）の（注）以外の部分中「印」を削り、同様式（裏面）中「印」
 を「確認」に改める。

別記第5号の4様式の（注）以外の部分、別記第5号の5様式の（注）以外の部分及び別記
 第5号の6様式の（注）以外の部分中「印」を削る。

別記第5号の7様式（表面）中「印」を削り、同様式（裏面）中「印」を「確認」に改
 める。

別記第5号の8様式中「氏 名 印」を「氏 名」に改める。

別記第5号の9様式中「印」を削る。

別記第5号の10様式（表面）中「印」を削り、同様式（裏面）中「印」を「確認」に
 改める。

別記第5号の11様式中「氏 名 印」を「氏 名」に改める。

別記第5号の12様式中「印」を削る。

別記第5号の13様式中「氏 名 印」を「氏 名」に
 改める。

別記第5号の14様式中「氏 名 印」を「氏 名」に改める。

別記第5号の15様式中「氏 名 印」を「氏 名」に
 改める。

別記第5号の16様式中「氏 名 印」を「氏 名」に改める。

別記第6号様式中「所属長印」を「所属長の確認」に、「出勤簿取扱責任者印」を「出
 勤簿取扱責任者の確認」に改める。

別記第7号様式及び別記第8号様式中「印」を削る。

附 則
 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

熊本県訓令第13号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
 各 地 方 出 先 機 関

熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 令和3年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令
 熊本県職員安全衛生管理規程（平成2年熊本県訓令第2号）の一部を次のように改正す
 る。

第2条第4号中「、新型コロナウイルス感染症対策室にあっては知事公室に置く室長」

を削る。
 附 則
 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

熊本県訓令第14号
 熊本県公営企業管理規程第4号
 熊本県教育委員会訓令第3号
 熊本県警察本部訓令第6号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
 各 地 方 出 先 機 関
 企 業 出 業 育 本
 警 察 本 部
 本 部

熊本県災害警戒本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 令和3年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫
 熊本県教育長 古閑陽一
 熊本県警察本部長 岸田憲夫

熊本県災害警戒本部規程の一部を改正する訓令
 熊本県災害警戒本部規程（平成10年熊本県訓令第23号、平成10年熊本県公営企業管理規程第6号、平成10年熊本県教育委員会訓令第4号、平成10年熊本県警察本部訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。
 第4条第4項中「、新型コロナウイルス感染症対策室にあっては知事公室に置く室長」を削る。

附 則
 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

熊本県訓令第15号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
 各 地 方 出 先 機 関

熊本県水産研究センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 令和3年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県水産研究センター処務規程の一部を改正する訓令
 熊本県水産研究センター処務規程（平成2年熊本県訓令第23号）の一部を次のように改正する。
 第3条第4項中「、水産専門員」を削る。
 第4条中第8項を削り、第9項を第8項とし、第10項を第9項とする。

附 則
 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。